

平成二年厚生省令第十九号

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律施行規則
あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百七十七号）
第九条の二第一項及び第九条の三（これらの規定を同法第十二条の二第二項において準用する場合を含む。）並びに第十一条第一項の規定に基づき、及び同法を実施するため、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律施行規則（昭和二十三年厚生省令第四十四号）の全部を改正するこの省令を次のように定める。

第一章 免許

（法第三条第一号及び第十二条の三第一項第一号の厚生労働省令で定める者）

第一条 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百七十七号。以下「法」という。）第三条第一号及び第十二条の三第一項第一号の厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害によりあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の業務又は法第十二条の二第一項に規定する医業類似行為の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

（治療等の考慮）

第一条の二 厚生労働大臣は、あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許又はきゅう師免許（以下「免許」という。）の申請を行つた者が前条に規定する者に該当すると認める場合において、当該者に免許を与えるかどうかを決定するときは、当該者が現に受けている治療等により障害の程度が軽減している状況を考慮しなければならない。

第二条 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。
一 あん摩マッサージ指圧師国家試験、はり師国家試験又はきゅう師国家試験（次項、第二条第一項、三号、第十条、第十六条、第十七条第一項、第十八条、第十九条第一項及び第二十一条第一項において「試験」という。）の合格証書の写し又は合格証明書
二 戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第五号に掲げる事項（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する中長期在留者（以下「中長期在留者」という。）及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十号）に定める特別永住者（以下「特別永住者」という。）について、住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等）を記載したものに限る。第六条第二項において同じ。）（出人国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者については、旅券その他の身分を証する書類の写し。第六条第二項において同じ。）
三 精神の機能の障害又は麻薬、大麻若しくはあへんの中毒者であるかないかに関する医師の診断書
3 第一項の申請書に合格した試験の施行年月、受験地及び受験番号を記載した場合には、前項第一号の書類の添付を省略することができる。

（名簿の登録事項）

第二条 あん摩マッサージ指圧師名簿、はり師名簿又はきゅう師名簿（以下「名簿」という。）には、次に掲げる事項を登録する。

一 登録番号及び登録年月日
二 本籍地都道府県名（日本の国籍を有しない者については、その国籍）、氏名、生年月日及び性別
三 試験合格の年月

四 免許の取消し又は業務の停止の処分に関する事項

六 再免許の場合には、その旨
あん摩マッサージ指圧師免許証、はり師免許証若しくはきゅう師免許証（以下「免許証」という。）又はあん摩マッサージ指圧師免許証明書、はり師免許証明書若しくはきゅう師免許証明書（以下「免許証明書」という。）を書換え交付し、又は再交付した場合には、その旨並びにその理由及び年月日

七 登録の消除をした場合には、その旨並びにその理由及び年月日

（名簿の訂正）

第三条 あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師（以下「施術者」という。）は、前条第二号の登録事項に変更を生じたときは、三十日以内に、名簿の訂正を申請しなければならない。

2 前項の申請をするには、様式第二号による申請書に戸籍の謄本又は抄本（中長期在留者及び特別永住者については住民票の写し（住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等を記載したものに限る。第五条第二項において同じ。）及び前項の申請の事由を証する書類として出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者については旅券その他の身分を証する書類の写し及び前項の申請の事由を証する書類とする。）を添え、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

（登録の消除）

第四条 名簿の登録の消除を申請するには、様式第三号による申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

2 施術者が死亡し、又は失踪の宣告を受けたときは、戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）による死亡又は失踪の届出義務者は、三十日以内に、名簿の登録の消除を申請しなければならない。

3 前項の規定による名簿の登録の消除を申請するには、申請書に、当該施術者が死亡し、又は失踪の宣告を受けたことを証する書類を添えなければならない。

（免許証の書換え交付申請）

第五条 施術者は、免許証又は免許証明書の記載事項に変更を生じたときは、免許証の書換え交付を申請することができる。

2 前項の申請をするには、様式第二号による申請書に免許証又は免許証明書及び戸籍の謄本又は抄本（中長期在留者及び特別永住者については住民票の写し及び同項の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者については旅券その他の身分を証する書類の写し及び同項の申請の事由を証する書類とする。）を添え、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

（免許証の再交付申請）

第六条 施術者は、免許証又は免許証明書を破り、汚し、又は失ったときは、免許証の再交付を申請することができる。

2 前項の申請をするには、様式第四号による申請書に戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写しを添えて厚生労働大臣に提出しなければならない。

3 第一項の申請をするには、手数料として三千三百円を国に納めなければならない。

4 免許証又は免許証明書を破り、又は汚した施術者が第一項の申請をする場合には、申請書にその免許証又は免許証明書を添えなければならない。

5 施術者は、免許証の再交付を受けた後、失った免許証又は免許証明書を発見したときは、五日以内に、これを厚生労働大臣に返納しなければならない。

（免許証又は免許証明書の返納）

第七条 施術者は、名簿の登録の消除を申請するときは、免許証又は免許証明書を厚生労働大臣に返納しなければならない。第四条第二項の規定により名簿の登録の消除を申請する者についても、同様とする。

2 施術者は、免許を取り消されたときは、五日以内に、免許証又は免許証明書を厚生労働大臣に返納しなければならない。

(登録免許税及び手数料の納付)

第八条 第一条の三第一項又は第三条第二項の申請書には、登録免許税の領収証書又は登録免許税の額に相当する収入印紙をはらなければならない。

2 第六条第二項の申請書には、手数料の額に相当する収入印紙をはらなければならない。

(規定の適用等)

第九条 法第三条の二十三第一項に規定する指定登録機関(以下「指定登録機関」という。)がある

ん摩マツサージ指圧師、はり師及びきゅう師の登録の実施等に関する事務を行う場合における第一条の三第一項、第三条第二項、第四条第一項、第五条(見出しを含む。)、第六条の見出し、同一条第一項、第二項及び第五項並びに第七条の規定の適用については、これらの規定(第五条の見出し、同条第一項、第六条の見出し及び同条第一項を除く。)中「厚生労働大臣」とあるのは「指定登録機関」と、第五条の見出し及び同条第一項中「免許証の書換え交付」とあるのは「免許証明書の書換え交付」とあるのは「免許証の再交付」とあるのは「免許証の再交付」とあるのは「免許証の再交付」とする。

2 第一項に規定する場合においては、第六条第三項及び第八条第二項の規定は適用しない。

第二章 試験

(点字による試験)

第十条 目が見えない者の試験は、点字によることができる。

(あん摩マツサージ指圧師国家試験の試験科目)

第十一条 あん摩マツサージ指圧師国家試験の科目は、次のとおりとする。

衛生学・公衆衛生学

関係法規

解剖学

生理学

病理学概論

臨床医学総論

臨床医学各論

東洋医学臨床論

リハビリテーション医学

東洋医学概論

経絡経穴概論

きゅう理論

東洋医学臨床論

解剖学

生理学

病理学概論

臨床医学各論

リハビリテーション医学

東洋医学臨床論

はり師国家試験の試験科目

(きゅう師国家試験の試験科目)

東洋医学臨床論

(きゅう師国家試験の試験科目)

第十三条 きゅう師国家試験の科目は、次のとおりとする。

医療概論(医学史を除く。)
衛生学・公衆衛生学
関係法規

解剖学

生理学

病理学概論

臨床医学総論

臨床医学各論

リハビリテーション医学

東洋医学概論

経絡経穴概論

きゅう理論

(試験科目の免除)

第十四条 同時にはり師国家試験及びきゅう師国家試験を受けようとする者に対しては、試験科目中共通なものについては、受験者の申請によりその一方の試験を免除する。

第十五条 削除

(試験施行期日等の公告)

第十六条 試験を施行する期日及び場所並びに受験願書の提出期限は、あらかじめ、官報で公告する。

(受験の手続)

第十七条 試験を受けようとする者は、様式第五号による受験願書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

2 前項の受験願書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 修業証明書又は卒業証明書

二 写真(出願前六月以内に脱帽して正面から撮影した縦六センチメートル横四センチメートルのもので、その裏面には撮影年月日及び氏名を記載すること。)

(合格証書の交付)

第十八条 厚生労働大臣は、試験に合格した者に合格証書を交付するものとする。

(合格証明書の交付及び手数料)

第十九条 試験に合格した者は、厚生労働大臣に合格証明書の交付を申請することができる。

2 前項の申請をする場合には、手数料として二千九百五十円を国に納めなければならない。

(手数料の納入方法)

第二十条 第十七条第一項又は前条第一項の出願又は申請をする場合には、手数料の額に相当する

収入印紙を受験願書又は申請書にはらなければならない。

(規定の適用等)

第二十一条 法第三条の四第一項に規定する指定試験機関(以下「指定試験機関」という。)が試験の実施に関する事務を行う場合における第十七条第一項、第十八条及び第十九条の規定の適用

については、これらの規定中「厚生労働大臣」とあり、及び「国」とあるのは、「指定試験機関」とする。

2 前項の規定により読み替えて適用する第十九条第二項の規定により指定試験機関に納められた手数料は、指定試験機関の収入とする。

3 第一項に規定する場合においては、第二十条の規定は適用しない。

第三章 施術所等

(届出事項)

第二十二条 法第九条の二第一項前段(法第十二条の二第二項において準用する場合を含む。)の規定により届け出なければならない事項は、次のとおりとする。

様式第一号の二（第一条の三関係）

2 (経過措置)
この省令の施行前にこの省令による改正前のあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律施行規則の規定によりされた申請は、この省令による改正後のあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律施行規則の相当規定によりされたものとみなす。

附 則 (平成二二年九月一日厚生労働省令第一三九号)

2 1 この省令は、公布の日から施行する。
この省令の施行にあるこの省令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附 則 (平成二四年六月二九日厚生労働省令第九七号) 抄

(施行期日)
第一条 この省令は、平成二十四年七月九日から施行する。

附 則 (平成三〇年一月九日厚生労働省令第一三一号)

(施行期日)
第一条 この省令は、平成三十一年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。
3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附 則 (令和元年五月七日厚生労働省令第一号) 抄

(施行期日)
第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令による改正前のそれぞれの省令で定める様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後のそれぞれの省令で定める様式によるものとみなす。

2 旧様式による用紙については、合理的に必要と認められる範囲内で、当分の間、これを取り繕つて使用することができます。

附 則 (令和二年一二月二十五日厚生労働省令第二〇八号) 抄

(施行期日)
第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。
2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附 則 (令和四年七月二八日厚生労働省令第一〇七号) 抄

(施行期日)
第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。
2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

様式第一号 (第一条の三関係)

様式第一号の二(第一条の三関係)

登録番号	登録年月日	収入印紙欄 (収入印紙は消印しないで下さい。)
------	-------	----------------------------

はり師免許申請書

平成年月施行第	回	はり師国家試験合格	受験地	受験番号
---------	---	-----------	-----	------

- 罰金以上の刑に処せられたことの有無。
(有の場合、その罪、刑及び罰の確定年月日)……有・無
- はりの業務に際し犯罪又は不正の行為を行ったことの有無。
(有の場合、違反の事実及び年月日)……有・無
- 旧姓併記の希望の有無。
(有の場合、出願時の本籍又は氏名)……有・無
- 出願後の本籍又は氏名の変更の有無。
(有の場合、出願時の本籍又は氏名)……有・無
- 過去にはり師免許を有していたことの有無。
(有の場合、登録番号)……有・無

上記により、はり師免許を申請します。

本籍コード	年月日
本籍 (国籍)	都道府県

電話	()
住所	〒 都道府県 市郡

フリガナ 氏名 (旧姓)	(氏) (名)
通称名	

生年月日 昭和 西暦	年 月 日
------------------	-------

厚生労働大臣
指定登録機関代表者

性別	男
	女

様式第一号の三(第一条の三関係)

記入不要	登録番号	
	登録年月日	

収入印紙欄	
(収入印紙は消印しないで下さい。)	

きゅう師免許申請書

平成年月施行第	回	きゅう師	国家試験合格	受験地	受験番号
令和	き	う	師		

1. 刽金以上の刑に処せられたことの有無。
(有の場合、その罪、刑及び刑の確定年月日)………有・無
2. きゅうの業務に関し犯罪又は不正の行為を行ったことの有無。
(有の場合、違反の事実及び年月日)………有・無
3. 旧姓併記の希望の有無。
………有・無
4. 出願後の本籍又は氏名の変更の有無。(有の場合、出願時の本籍又は氏名)
有・無
5. 過去にきゅう師免許を有していたことの有無。(有の場合、登録番号)
有・無

上記により、きゅう師免許を申請します。

本籍コード	年月日
本籍 (国籍)	都道府県

電話	()
住所	〒 都道府県 市町村

フリガナ	(氏)	(名)
氏名	(旧姓)	
通称名		

性別 男 女

生年月日	昭和年月日
平成年月日	西暦年月日

厚生労働大臣 殿
指定登録機関代表者

様式第二号(第三条、第五条関係)

記入不要	登録番号	
	訂正書換え交付年月日	

収入印紙欄	
(収入印紙は消印しないで下さい。)	

師名簿訂正・免許証(免許証明書)書換え交付申請書

登録番号	第	年	月	日	号	登録年月日	昭和年	平成年	令和年	月	月	日
------	---	---	---	---	---	-------	-----	-----	-----	---	---	---

変更を生じた事項

口一ド	変更前	変更後(第1回)	変更後(第2回)
本籍 (国籍)	都道府県	都道府県	都道府県
フリガナ	(氏) (旧姓)	(氏) (旧姓)	(氏) (旧姓)
氏名			
旧姓併記の希望		有・無	有・無
通称名			
生年月日	大正昭和平成西暦年月日	昭和平成令和西暦年月日	性別 男 女

変更の理由

※

◎都道府県知事免許のみ記入	都道府県	登録都道府県コード
登録都道府県名	都道府県	登録都道府県コード

上記により、 師名簿訂正・免許証(免許証明書)書換え交付を申請します。

電話	()	年月日
住所	〒 都道府県 市町村	
氏名	生年月日	大正昭和平成令和西暦年月日

厚生労働大臣 殿
指定登録機関代表者

様式第三号(第四条關係)

記入不要	消除年月日														
											師名簿登録消除申請書				
登録番号	第	号	登録年月日	昭和 平成 令和	年	月	日		
登録都道府県名	都道府県										登録都道府県コード				
コード	都道府県						
本籍 (国籍)	都道府県														
フリガナ	(氏)										(名)	性別	男		
氏名													女		
生年月日	大昭平成和西	正和成和西	年	月	日					
削除した理由の 生じた年月日	平成和	年	月	日											
コード														
消除理由	死亡・失踪・その他														
上記により 師名簿の登録を消除されたく免許証(免許証明書)及び関係書類 を添えて申請します。															
年	月	日													
電話	()														
住所	〒	一 都道府県 市郡													
氏名															

上記により [REDACTED] 師名簿の登録を消除されたく免許証(免許証明書)及び関係書類を添えて申請します。

年 月 日

様式第四号(第六条關係)

記入不要	登録番号													
	再交付年月日													
			師免許証(免許証明書)再交付申請書											
登録番号	第						号	登録年月日	昭和 平成 令和	年	月	日		
○都道府県知事免許のみ記入														
登録 都道府県名					都道 府県			登録 都道府県コード						
本籍コード														
本籍 (国籍)					都道 府県									
フリガナ														
氏名		(氏)			(名)									
(旧姓)		(氏)			(名)									
通称名														
性別														
男														
女														
生年月日		大正 昭和 平成 令和 西暦				年	月	日	※					
免許取得資格		昭和 平成 令和				年	月	施行第	回	師試験合格				
上記の					師免許証(免許証明書)を(破った・汚した・失った)ので、関係書類を添えて免許証(免許証明書)の再交付を申請します。									
年月日														
電話		()												
住所		〒 一 都道府県 市郡												
氏名														

上記の 師免許証(免許証明書)を(破った・汚した・失った)ので、関係書類を添えて免許証(免許証明書)の再交付を申請します。

年 月 日

電 話	()
住 所	〒 <input type="text"/> 都道府県 <input type="text"/> 市郡 <input type="text"/>
氏 名	<input type="text"/>

厚生労働大臣
指定登録機関代表者

様式第五号(第十七条関係)

収入印紙 (消印しないこと。)		あん摩マッサージ指圧師(はり師、きゅう師)国家試験受験願書				
氏名 ふりがな				性別 男 女	受験番号	※
	明治 大正 昭和 平成 令和	年	月			
生年月日	本籍 (国籍)			都道府県	受験希望地	
電話	()					
現住所	都道府県	市郡	区町村	番地	番号	
養成施設名						
最終学歴						年卒業(見込)
連絡先	電話番号	()			(内線)	
上記により、あん摩マッサージ指圧師(はり師、きゅう師)国家試験を受験したいので申し込みます。						
年 月 日 厚生労働大臣 殿 指定試験機関代表者						
氏名						

- 備考 1 ※印欄には、記入しないこと。
 2 該当する不動文字を○で囲むこと。
 3 黒ボールペンを用い、かい書ではっきりと記入すること。
 4 指定試験機関に申し込む場合には、所定の手続により受験手数料を納付し、収入印紙は貼らないこと。
 5 修業証明書又は卒業証明書については、学校・養成施設の長の発行に係るものであること。
 6 用紙の大きさは、A4とすること。

様式第六号(第二十八条関係)

(表面)

第号	
あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律 第10条第2項の規定による身分を示す証票	
氏名	
年月日生	
年月日発行	
都道府県(保健所設置市又は特別区)	印
<div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; margin: 0 auto;"></div> 写 真	

(裏面)

<p>あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律(昭和2年法律第217号)抜粋</p> <p>第10条 都道府県知事は、施術者若しくは施術所の開設者から必要な報告を提出させ、又は当該職員にその施術所に臨検し、その構造設備若しくは前条第2項の規定による衛生上の措置の実施状況を検査させ POSSIBILITY ことができる。</p> <p>前項の規定によつて臨検検査をする当該職員は、その身分を示す証票を携帯しなければならない。</p> <p>第1項の規定による臨検検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p>	<p>第13条の8 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。</p> <p>六 第10条第1項(第12条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者</p> <p>注 保健所を設置する市又は特別区にあっては、あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第8条第1項の規定により、前記都道府県知事の権限は市長又は区長が行うこととなっている。</p>
---	---